

日立市企業局広報紙広告掲載要領

1 趣旨

この要領は、日立市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第6条及び日立市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第4条の規定に基づき、日立市企業局広報紙（以下「企業局広報紙」という。）への広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 掲載可能な広告の種類等

企業局広報紙に広告を掲載することができる者及び広告の内容の範囲は、要綱及び掲載基準の規定によるものとする。

3 広告を掲載する媒体

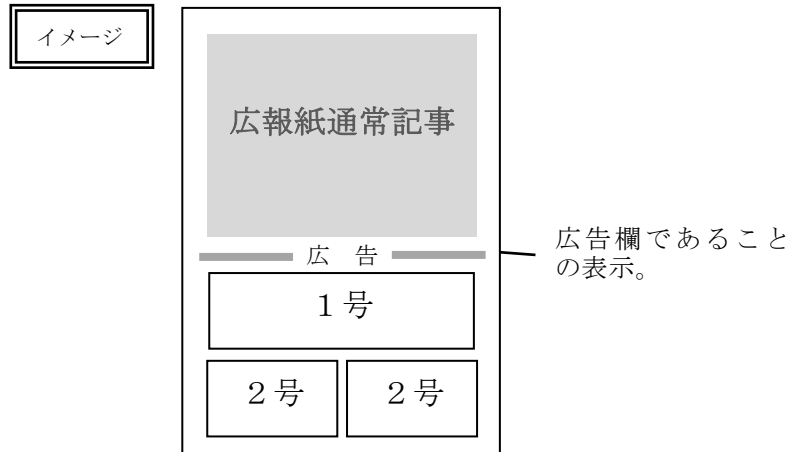
広告は、年2回発行する企業局広報紙（定期発行号）に掲載する。ただし、日立市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が企業局広報紙の編集上支障があると認めるときは、この限りではない。

4 広告の掲載位置、規格、掲載料、募集枠数等

- (1) 掲載位置は、企業局広報紙の最終ページとする。ただし、管理者が企業局広報紙の編集上支障があると認めるときは、掲載位置を変更することができる。
- (2) 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規 格	掲 載 料 (税込)
1号広告 縦50mm×横174mm	1件 60,000円
2号広告 縦50mm×横86mm	1件 30,000円

- (3) 募集する広告枠は、8枠（4枠／号×2回）とする。
- (4) 広告の色は、広告掲載ページで使用している色（4色フルカラー）とする。ただし、管理者が企業局広報紙の編集上支障があると認めるときは、広告の色を変更することができる。
- (5) 広告は、上下水道部総務課が定める枠内への掲載とする。
- (6) 上下水道部総務課において、広告欄の上部に広告であることを告知するため「広告」の文字を表示する。



5 広告掲載希望者の募集

- (1) 広告掲載希望者の募集は、募集時期及び発行部数を定めて、日立市企業局ホームページで公募する。

6 広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載希望者は、日立市企業局広報紙広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿（版下）を添えて申し込むものとする。
- (2) 申込みの受付は、管理者が指定する期間内に上下水道部総務課へ持参又は郵送により提出されたものに限る。
- (3) 広告原稿（版下）は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。
- (4) 広告原稿（版下）は、広告掲載の可否にかかわらず返却しない。

7 市税等の納付状況の調査

- (1) 広告掲載の決定に当たっては、申込者に関して市税、水道料金及び下水道使用料の納付状況について調査を行うこととし、日立市企業局広報紙広告掲載申込書（様式第1号）において、調査についての同意を得る。
- (2) 調査は、申込日の属する年度及びその前年度について行う。
- (3) 調査範囲は、広告原稿（版下）の内容に基づくものとし、広告に表示されている法人及び個人とする。
- (4) 市内に事業所を有しない事業者は、当該事業所がある市区町村の納税証明書を提出するものとする。
- (5) 個人事業主で法人格を持たない等の理由により、納税実態が事業所になく、納税証明書を提出できない場合は、個人の納税証明書を提出するものとする。

8 広告掲載の決定等

- (1) 各号の広告掲載決定及び掲載順の優先順位については、次のとおりとする。ただし、管理者が企業局広報紙の編集上支障があると認めるときは、決定した順位を変更することができる。
 - ア 国・政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
 - イ 水道又は下水道関連の事業者で構成される団体で、市内に事業所等を有するもの
 - ウ 水道又は下水道関連の事業者で、市内に事業所等を有するもの
 - エ 公共性の高い事業を行う市民団体
 - オ 公共性の高い企業及び団体で、市内に事業所等を有するもの
電気、ガス、通信電話、旅客運輸、新聞、放送等
 - カ その他、市内に事業所等を有するもの
 - キ その他、掲載基準を満たすもの
- (2) 管理者は、要綱、掲載基準及び要領の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。
- (3) 管理者は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果、条件等について、申込者に日立市企業局広報紙広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。
- (4) 広告掲載が決定した場合、申込者は管理者が指定した方法及び期日により、広告掲載料を前納しなければならない。

9 申込み後の広告掲載内容の変更等

- (1) 申込み後の広告の内容を変更したい場合（簡易な変更である場合を除き、申込みを取り下げる場合を含む。）は、日立市企業局広報紙広告掲載変更申込書（様式第3号）により申し込むものとする。この場合において、当該変更が原稿（版下）の内容の変更であるときは、変更後の原稿（版下）を添付するものとする。
- (2) 変更後の広告原稿（版下）の内容によっては、申込者に関する市税等の納付状況を調査するものとし、日立市企業局広報紙広告掲載変更申込書（様式第3号）において、申込者の同意を得る。また、納付状況の調査年度及び範囲は、前記「7 市税等の納付状況の調査」の規定に準ずる。
- (3) 管理者は、広告掲載内容の変更等の可否を決定したときは、その結果、条件等について、申込者に日立市企業局広報紙広告掲載変更決定通知書（様式第4号）により通知する。
- (4) (1)から(3)までの規定内容にかかわらず、変更の内容が要綱、掲載基準若しくは要領に違反し、若しくはそのおそれがあると管理者が認めたとき、又は管理者が企業局

広報紙の編集上支障があると認めるときは、広告掲載内容の変更はできないものとする。

10 広告掲載の取消し

要綱第14条の規定により、広告掲載を取り消したときは、広告主に対し、日立市企業局広報紙広告掲載取消通知書（様式第5号）により通知する。

以 上

日立市企業局広報紙広告掲載申込書

年 月 日

日立市公営企業管理者 殿

申込者 住 所
 団体名又は法人名
 代表者氏名 ⑩
 代表者住所
 (法人格を持たない団体の場合)

日立市企業局広報紙に次のとおり広告を掲載したいので、日立市企業局広報紙広告掲載要領に基づき、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たっては、日立市広告掲載要綱、日立市広告掲載基準及び日立市企業局広報紙広告掲載要領の内容を遵守するとともに、掲載内容に基づく市税等の納付状況調査に同意します。

記

申 込 者	担当者氏名		
	連絡先	電 話	
		F A X	
		Eメール	
業 種			
広告の規格	[年 月発行号] 1号広告	・	2号広告
	[年 月発行号] 1号広告	・	2号広告
添付資料	1 広告原稿 (版下) 2 会社概要及び同種の広告実績 (あれば)		
その他			

様式第2号

日立市企業局広報紙広告掲載決定通知書

年 月 日

殿

日立市公営企業管理者 岡部 和彦
(上下水道部総務課扱い)

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次の条件を付して掲載します。

- (1) 広告掲載料を、同封の納入通知書により納入期限までにお支払ください。
- (2) 広告原稿のデータを、年 月 日 () までに提出してください。

2 掲載できないこととなりました。

[理由]

様式第3号

日立市企業局広報紙広告掲載変更申込書

年 月 日

日立市公営企業管理者 殿

申込者 住 所

団体名又は法人名

代表者氏名

㊞

代表者住所

(法人格を持たない団体の場合)

年 月 日付けで申込みをした広告の掲載について、広告掲載内容等を変更したいので、日立市企業局広報紙広告掲載要領に基づき、下記のとおり申し込みます。
なお、申込みに当たっては、掲載内容に基づく市税等の納付状況調査に同意します。

記

1 変更する理由

2 変更する内容

※変更後の広告原稿（版下）を添付してください。

様式第4号

日立市企業局広報紙広告掲載変更決定通知書

年 月 日

殿

日立市公営企業管理者 岡部 和彦
(上下水道部総務課扱い)

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載内容の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次の条件を付して、変更を認めることとします。

2 変更は認めないこととなりました。

[理由]

様式第5号

日立市企業局広報紙広告掲載取消通知書

年 月 日

殿

日立市公営企業管理者 岡部 和彦
(上下水道部総務課扱い)

年 月 日付で日立市企業局広報紙広告掲載決定通知書により決定した広告掲載については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

1 広告掲載を取り消した理由